

2023年6月14日

各位

会社名 株式会社 きよこう  
代表者名 代表取締役会長兼社長 牧平 年廣  
(コード:2300、東証 スタンダード)  
問合わせ先 専務取締役管理本部長 弓削 道哉  
(TEL.092-503-0050)

## コンプライアンス委員会設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「コンプライアンス委員会」の設置並びに「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」の制定及び「コンプライアンス宣言」の採択を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. コンプライアンス委員会設置の目的

2023年5月24日付け「再発防止策の策定及び役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表のとおり、当社の雇用調整助成金の申請に係る事案に対し、再発防止を徹底するため再発防止策を策定し、その中でコンプライアンス委員会設置を重要な再発防止策として決定しておりました。ガバナンス及び内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンス委員会が、コンプライアンス規程を適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的として設置することといたしました。

#### 2. コンプライアンス委員会の権限と職務

- ① 1年に2回定時会議を開催し、その他随時必要に応じて臨時会議を開催
- ② コンプライアンスに関わる重要事項の調査、企画、立案
- ③ コンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告
- ④ コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議
- ⑤ コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議
- ⑥ コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議
- ⑦ コンプライアンスに関する相談窓口業務

#### 3. コンプライアンス委員会の組織

委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は、コンプライアンス規程第4条に基づき、代表取締役社長が指名します。委員は、委員長の推薦により、代表取締役社長によって任命されます。

#### 4. コンプライアンス委員会の設置並びにコンプライアンス規程及びコンプライアンス委員会規程の制定日

2023年7月1日

以上

# コンプライアンス規程

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規程は、当社におけるコンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定め、これを適切に運用することにより企業倫理を確立し、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

### 第2条 (定義)

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会的規範及び社会通念、社会倫理の遵守をいう。

### 第3条 (適用範囲)

本規程は、当社における事業活動のすべてに適用する。

2. 本規程は、当社の全ての役員、従業員(正社員、準社員、契約社員、嘱託社員、パートタイマー)に適用する。

## 第2章 コンプライアンス推進体制

### 第4条 (推進体制及びコンプライアンス委員会)

1. コンプライアンス推進の最高責任者は、代表取締役社長とする。
2. 代表取締役社長は、本規程の実施・運営のため「コンプライアンス委員会」を設置する。
3. コンプライアンス委員長は、代表取締役社長が指名する。
4. コンプライアンス委員会の委員は、コンプライアンス委員長が推薦し、代表取締役社長が指名するコンプライアンス委員により構成する。
5. コンプライアンス委員会の事務局は、総務部とする。
6. コンプライアンス委員会の運営のためのルールは、別途定めるコンプライアンス委員会規程によるものとする。

### 第5条 (コンプライアンス委員会の権限と職務)

1. 6ヶ月毎に定期コンプライアンス委員会の開催し、その他随時必要に応じてコンプライアンス委員会を開催する
2. コンプライアンスに関わる重要事項の調査、企画、立案を行う。
3. コンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告を行う。
4. コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議を行う。
5. コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議を行う。
6. コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議を行う。
7. コンプライアンスに関する相談窓口業務を行う。
8. その他、コンプライアンスの取り組みにおいて、必要と認められた事項の審議を行う。

### 第3章 コンプライアンスへの取り組み

#### 第6条 （遵守事項）

1. 役員及び従業員は、この規程の目的を踏まえ法令等を遵守し、職務に務めるものとする。
2. 役員及び従業員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
  - (1) コンプライアンス及び法令等に違反する行為
  - (2) 他の役員又は従業員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
  - (3) 他の役員又は従業員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
  - (4) 他の役員又は従業員若しくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
  - (5) 反社会的勢力との関係及び取引行為
  - (6) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等マタニティハラスメント、介護休業等に関するハラスメント行為
  - (7) 社内で知りえる顧客並びに当社の機密情報を第三者に漏洩する行為
  - (8) 未公表の会社情報に基づくインサイダー取引
  - (9) その他、前各号に準ずる不適切な行為

#### 第7条 （内部通報）

1. コンプライアンス違反行為又はその疑いがあるという内部通報に接した役員及び従業員は、速やかにその旨をコンプライアンス委員会、又は、内部通報窓口へ通報するものとする。
2. 通報をコンプライアンス委員会が受けた場合は、秘密の保持に努めるとともに、速やかに内部通報窓口担当者に引き継ぐものとする。
3. コンプライアンス委員会から引継ぎを受けた内部通報窓口担当者は、「内部通報に関する規程」に従い、調査を行うものとする。
4. その他、内部通報制度については別に定める「内部通報制度に関する規程」によるものとする。

### 第4章 コンプライアンス違反の対応

#### 第8条 （是正措置）

1. コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、コンプライアンス委員会は当事者への指導・助言を行うと共に、必要に応じて取締役会への勧告を行って緊急停止・改善命令を発するよう促し、速やかな是正措置を講じなければならない。
2. コンプライアンス違反行為を行った者が取締役であった場合、コンプライアンス委員会はその事実を取締役会に報告し、速やかに是正措置が講じられるように取締役会としての然るべき対応を促すことができる。
3. 内部通報の調査結果については、内部通報窓口利用者の秘密保持を行い、「内部通報に関する規程」により是正措置を行うものとする。
4. コンプライアンス委員会は、内部通報によって明らかになった事案の検証を行い、再発防止策の策定及びコンプライアンス教育・研修の計画策定を行うものとする。
5. 是正措置が講じられた後、コンプライアンス委員会は再発防止策を取り纏め、全ての役員及び従業員に対する指導・助言を行わなければならない。

#### 第9条 （懲戒処分）

法令又は当社規程の違反行為を行った役員は、役員規程及び取締役会の決定により、従業員は就業規則に

基づく処分が科せられるものとする。

#### 第10条（免責の制限）

役員及び従業員が次に掲げることを理由に自らが行ったコンプライアンス違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

#### 第11条（内部監査室との協議）

コンプライアンス委員会は、定期的もしくは必要に応じて全社又は特定部署のコンプライアンス遵守状況について、内部監査室と協議を行う。

#### 第12条（教育・研修）

当社は、役員・従業員に対して、法令順守に関する教育・研修を計画的に実施する。なお、当該教育・研修には、下記法令に関しての教育・研修を含むものとする。

1. 個人情報保護法
2. 労働基準法
3. 労働契約法
4. 職業安定法
5. 労働関係調整法
6. 男女雇用機会均等法
7. 労働組合法
8. 会社法
9. 金融商品取引法

### 第5章 雑則

#### 第13条（改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附則 この規程は2023年7月1日より施行する。

# コンプライアンス委員会規程

## 第1条（目的）

この規程は、株式会社きよくとう（以下当社という）の就業規則及びコンプライアンス規程に基づき設置する株式会社きよくとうコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）が、この規程を適切に運用することにより企業倫理を確立し、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。また、その組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（委員会の権限と職務）

1. 6ヶ月毎に定期コンプライアンス委員会の開催し、その他随時必要に応じてコンプライアンス委員会を開催する
2. コンプライアンスに関わる重要事項の調査、企画、立案を行う。
3. コンプライアンスに関わる重要事項の取締役会への報告を行う。
4. コンプライアンスに関する規程の制定及び改廃についての審議を行う。
5. コンプライアンスに関する内部監査の計画、実施、評価、改善に関する審議を行う。
6. コンプライアンス教育の計画、管理、実施、見直しに関する審議を行う。
7. コンプライアンスに関する相談窓口業務を行う。
8. その他、コンプライアンスの取り組みにおいて、必要と認められた事項の審議を行う。

## 第3条（組織及び運営）

委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、コンプライアンス規程第4条に基づき、代表取締役社長が指名する。
- 3 委員長は、委員の中から副委員長を任命することができる。
- 4 委員は、委員長の推薦により、代表取締役社長によって任命される。

## 第4条（会議）

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、1年に2回定時会議を開催し、また、委員長が認めたときに随時開催する。

## 第5条（関係者の出席等）

委員長が必要と認めるときは、委員会の会議に関係役員・従業員等を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

## 第6条（コンプライアンス委員会事務局）

コンプライアンス推進をはかるための事務局は、総務部内におき、以下の事項を取り扱う。

- ① コンプライアンス委員会の運営
- ② コンプライアンス規程、本規程等コンプライアンスにかかる規程の起案と委員会への付議
- ③ コンプライアンス推進のためのプログラムの立案と委員会への付議

## 第7条（委任）

この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附則 この規程は、2023年7月1日から施行する。

## 【コンプライアンス宣言】

当社は、「融和」「変革」「貢献」の経営理念のもと、法令遵守にとどまらず、ステークホルダーの期待に応えながらコンプライアンスの推進・徹底に努めるとともに、社会の一員として常に誠実で公正な企業活動を推進してまいりました。

当社が社会から信頼され、支持される企業であり続けるためには、社員一人ひとりが社会的役割・責任・存在意義を十分に理解することが必要であり、その責任を明確にするためにこの度「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守のみならず社会通念に照らして適切な行動をとるべくコンプライアンス意識の周知・徹底を図ることいたしました。

社会に信頼される企業であり続けることが、企業として最も大切なことであり、そのためには、コンプライアンス、すなわち法令はもちろんのこと、倫理を含む社会的な規範、社内規程類など、あらゆる規範を遵守し、誠実な企業活動を行うことをここに宣言いたします。

また、社内での不正、違反行為に対しては、早期に発見し是正することを目的に「内部通報制度」を設置し、個人情報の守秘の厳守を基本として事実調査から是正・改善措置までの体制を整備しております。

当社は、今後もコンプライアンス意識の向上に努め、実効性のあるコンプライアンス施策のさらなる充実と強化を図ってまいります。具体的には、以下に述べることに全力をあげて取り組んでまいります。

### (1)法令等の遵守

当社の企業活動においては、法令遵守はもちろん、あらゆる分野の倫理を含む社会的な規範、社内規程類を遵守し、適法な活動のみを行います。

### (2)企業情報の開示と適切な情報管理

法令及び上場基準により開示が要請される企業情報については、適切かつ正確な開示に努めます。また、個人情報や内部通報については、「内部通報制度に関する規程」により秘密厳守を行い、法令等の要請に従った適切な処理を行います。

### (3)人権や環境の尊重

企業活動を行うに際しては、ダイバーシティ経営を基本とし、コンプライアンスのみならず、CSRの観点から環境や人権などの尊重に努めます。

### (4)反社会的勢力との対決

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があってもこれを拒絶し、一切の関係を持たないことを誓います。

令和5年6月14日

株式会社 きよくとう  
代表取締役 牧平 年廣